

-Index-

軽度・中等度難聴児 補聴器の購入費用・修理費用の助成
聴覚障害のある児童のための音楽指導資料
合理的配慮の義務化
チャレンジ！発音指導⑥



大阪市 (2021.4~)

軽度・中等度難聴児 補聴器の購入費用・修理費用の助成

大阪市「難聴児補聴器給付事業」では、身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器購入費用の一部を支給しています。昨年度までは、修理費用についての助成はありませんでしたが、今年度からは、修理費用についても一部助成されるようになっていきます。

対象者

次の項目すべてに当てはまる方

1. 大阪市内に在住する 18 歳未満の難聴児
2. 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満の方
(身体障がい者手帳の交付対象となっていない方)
3. 市民税所得割額が 46 万円未満の世帯に属する方

対象となる補聴器の基準

高度難聴用耳かけ型補聴器 (必要に応じイヤモールド付き)

支給額及び自己負担額

◆補聴器を購入する場合

支給上限額 52,900 円 (イヤモールド付きの場合)

自己負担額 1 割 (ただし、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし)

◆補聴器を修理する場合

支給上限額 29,880 円

自己負担額 1 割 (ただし、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし)

イヤモールドの交換が必要な場合は、上記「修理基準」のイヤモールド交換にかかる価格に相当する額を支給

申請手続き

次の必要書類をご用意の上、大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 (大阪市北区中之島 1-3-20) へ送付

必要書類

1. 大阪市難聴児補聴器購入費支給申請書 (様式第 1 号)
2. 大阪市難聴児補聴器購入費支給意見書 (様式第 2 号)
(指定育成医療機関等の医師が作成したもの)
3. 補聴器の見積書
4. 同意書 (様式第 8 号)

その他

- ・補聴器の耐用年数は 5 年です。
耐用年数内の新たな補聴器購入にかかる再支給申請はできません。
- ・修理費は、同年度内に、1 回限り、助成します。
- ・検査料・意見書作成料等は支給対象外です。

(参考) 大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/>



例えば・・・こんなとき！

「高度難聴用耳かけ型補聴器」が必要なんだけど、手帳がないので、自己負担だから高額になるのかな？ イヤモールドも作らないといけないけど・・・

「障害者総合支援法」に基づく基準の価格は次のとおりです。

- ・高度難聴用耳かけ型補聴器の価格 43,900 円
- ・イヤモールド交換の価格 9,000 円

手続きをすると、自己負担額は 1 割になるので、計算すると、次のようになります。

$$(43,900 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円}) \times 0.1 = 5,290 \text{ 円}$$

自己負担額は 5,290 円 となります。



聴覚障害のある児童のための音楽指導資料

聴覚障がいのある児童の音楽科の指導に当たり、個々の児童の実態把握、教材研究、授業の準備の参考となる資料「聴覚障害のある児童のための音楽指導資料」が、文部科学省のホームページに掲載されました。

<構成>

「基礎編」音楽科の指導を行うに当たって必要な知識である基礎的事項

「指導編」実際の指導に当たって参考となる基本的な考え方や取組例

— 目 次 —

基礎編：聞こえとその障害

第1章

1 聞こえの仕組み

- (1) ボトムアップ処理
- (2) トップダウン処理
- (3) 自己音声フィードバック

2 音の要素と特徴

- (1) 音の大きさ－音圧－
- (2) 音の高さ－周波数－
- (3) 音色－周波数特性や時間特性－
- (4) 音の可視化

3 聴覚障害について

- (1) 聞こえの障害と音楽の認知
- (2) 聴覚障害の分類
- (3) 難聴の種類と程度
- (4) 補聴器と人工内耳等について

指導編：音楽科の指導に当たって

第2章

1 指導に当たっての心構え

- (1) 障害に応じた指導計画の作成と内容の取扱い

2 「小学校学習指導要領解説 音楽編」に示された 配慮事項の例

- 3 具体的な配慮や工夫例
 - (1) 実態把握の視点
 - (2) 指導計画の作成
 - (3) 領域ごとの配慮や工夫例
 - (4) 交流及び共同学習における配慮や工夫
 - (5) 補聴器等を通じた音楽聴取について

指導事例・コラム

索引

編集協力者及び執筆者

指導編の「(5) 補聴器等を通じた音楽聴取について」では、補聴器や人工内耳の音処理と音楽聴取における影響について、表で示されています。

(例)

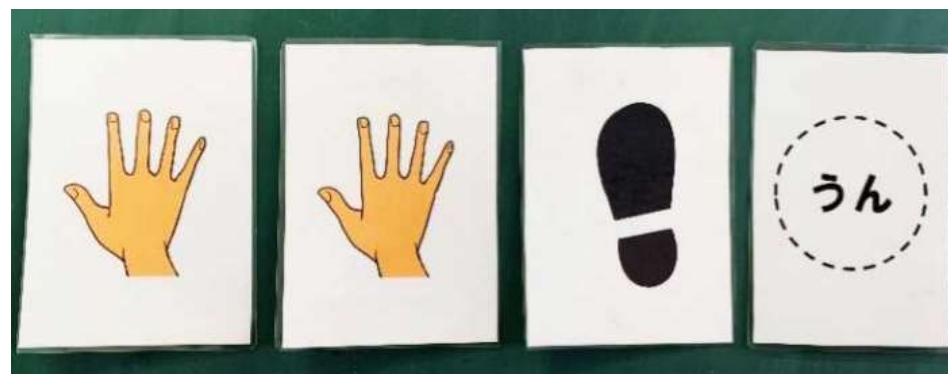
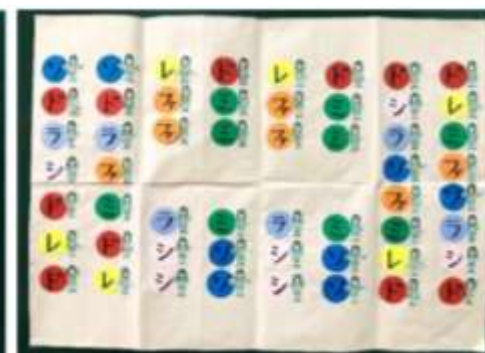
| 機能 | 音処理と音楽聴取における影響 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 衝撃音抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・瞬間的な音を抑制する ・シンバルやカスタネットの音が弱く聞こえる |

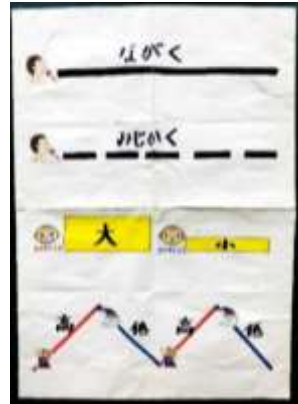
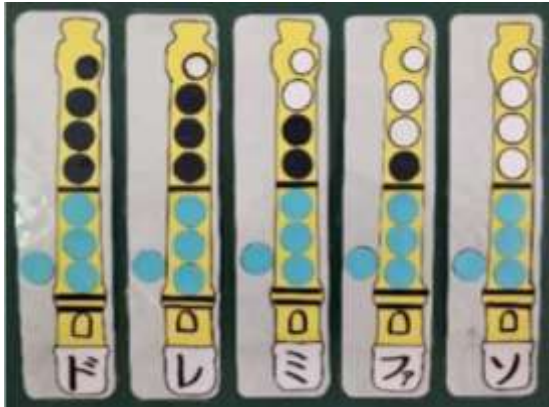
補聴器や人工内耳には、子どもの実態に応じて、さまざまなプログラムが設定されています。「衝撃音抑制」の機能をオンにしている場合には、食器のガシャン、ドアのボタンというような突然の大きな音を抑制することができます。日常生活で快適に過ごせる一方、音楽の授業ではシンバルなどの音が抑制されて聞こえる可能性があります。子どもたちの補聴器や人工内耳の設定がどのようになっているのか、確かめておくといよいでしょう。

また、「3 具体的な配慮や工夫例」では、本校小学部の教員が日々の授業で使用している教材を、いくつか紹介しています。



本校の校歌の歌詞(一部)です!





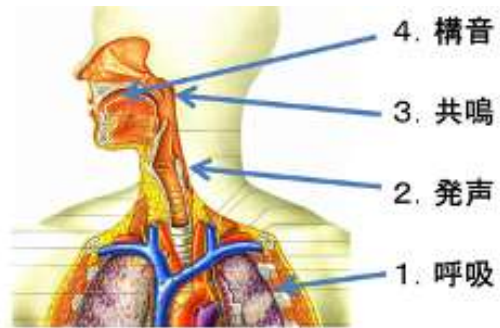
(参考) 文部科学省ホームページ <https://www.mext.go.jp/>

チャレンジ! 発音指導 ⑥

今回は、発音の4つのプロセス(①呼吸、②発声、③共鳴、④構音)の2つ目、「発声」に注目していきましょう。

発音のプロセス②「発声」

発声とは「声を発すること」であり、喉頭(いわゆる、のどぼとけのこと)の内部にある声帯のレベルで作られる音のことです。では、ヒトはどのようにして声を出しているのでしょうか? まず、構造からみていきましょう。



ヒトの声を出すための部位は図のように肺、横隔膜、胸郭、気管支、声帯、咽頭(口の奥)、口、鼻とあり、それぞれが、呼吸や喉頭調節、そして発声といった機能に関与することによって、発声・発語という複雑な運動が可能になります。

図1 発声に関連する器官
(図1は、STのための音声障害診療マニュアルから抜粋し一部筆者が改変)

実際に、発声するときには、肺からの呼気が正中で閉じた左右の声帯(図2)の間を通りぬけていくときに、粘膜である声帯が振動して声を作られます。言い方を変えると、肺からの呼気の流れがもっている運動エネルギーが、声帯のところで声という音エネルギーに変換されることとなります。この呼気の流れを強くしたり弱くしたりすることで音量の調節を行い、声帯に厚みをだすことで声の高低を調節しています。



図2 上から見た正常発声時の声帯
(STのための音声障害診療マニュアルから引用)

実際にどのように声帯が動いているかは、YouTubeなどにもUPされていますので、一度ご覧になってみてください。

<参考文献> 永瀨正昭 聴覚・言語障害-言語機能のリハビリテーション- 文光堂
日本音声言語医学会 新編声の検査法 医歯薬出版

みみより★コラム

みなさんは、大阪府の「合理的配慮の義務化」のポスターをご覧になられたでしょうか? ポスターでは「合理的配慮」を略して「ゴウハイ」とし、新しい制度を紹介しています。

大阪府では、大阪府障がい者差別解消条例を改正し、令和3年4月1日より施行しました。これまでは「障害者差別解消法」により努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を、大阪府において義務化されたということです。今回の改正をきっかけに、障がい者差別のない共生社会の実現が、より一層推進されることでしょう。

(参考) 大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/index.html>



「みみネット」編集部：
大阪府立中央聴覚支援学校 聴覚支援センター 担当：中咲、金森
〒540-0005 大阪市中央区上町1-19-31
TEL. 06-6761-1419 FAX. 06-6762-1800